

国民健康保険組合規約例の一部を改正する組合規約例

国民健康保険組合規約例（昭和三十四年保発第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三十九万円」を「四十万四千元」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規約は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約例第十一条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。